相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市高屋町第二四号一五一番地、最後の住所福井県福井市高屋町第二四号七〇番地　被相続人　亡　髙岡　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

福井県福井市大手三丁目一四番一〇号ＴＭＹ大名町ビル五階弁護士法人ふくい総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西尾　祐馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市御前崎三二八二番地一、最後の住所静岡県御前崎市御前崎三二八二番地の一　被相続人　亡　柴田　久義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

静岡県島田市大川町八番の一三　島田みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鳥居　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区密柑山町一丁目七三番地、最後の住所愛知県春日井市神屋町七一三番地八コロニーこばと学園　被相続人　亡　髙瀬　醇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

愛知県春日井市中央台二丁目五番地アピタ館Ｂ二Ｆ　相続財産管理人　小林　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市井堀下郷町四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　服部　人隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

名古屋市中区丸の内一丁目一一番七号伊藤ビル二階ローリエ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　斉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市十日市中一丁目二三二六番地四、最後の住所広島県三次市十日市南六丁目一九番一一号　被相続人　亡　日野石悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所広島県三次市十日市南七丁目一番一五号　相続財産管理人　司法書士　成　芳則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字福田八二三番地、最後の住所山口県下関市大字石原一四七番地八サーパス新下関Ⅰ四〇三号　被相続人　亡　秋本　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所山口県山陽小野田市日の出四―二―一五　小野田・市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白井　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県名西郡神山町上分字川又二一九番地、最後の住所徳島県名西郡神山町阿野字長谷三三五番地　神山すだち園　被相続人　亡　荒川　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

徳島市中洲町一丁目三五番地の一　相続財産管理人　上地大三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市中野甲一五一七番地第一、最後の住所愛媛県今治市喜田村四丁目一一番三八号　被相続人　亡　伊藤健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

愛媛県新居浜市庄内町四丁目七番五〇号　相続財産管理人　真鍋　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市磐井町一五三番地、最後の住所福岡県久留米市野中町一一七五番地一ファミールハイツ久留米六〇七号　被相続人　亡　須藤　行平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

福岡県久留米市中央町三一―一三―一階　三宅・小林総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　健彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市片淵五丁目一一六三番地一、最後の住所長崎県長崎市戸石町五〇〇番地八四　被相続人　亡　岩永　滋範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル三階長崎清和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡田雄一郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月十八日

一、墳墓等所在地　山形県山形市七日町五丁目一〇の四九

一、墳墓等の名称　大宝寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山形県山形市七日町五丁目一〇の四九　宗教法人大宝寺

債権申出の公告（第二回）

当社は、昭和六十一年五月十四日、東京地方裁判所にて破産終結となりましたが、この度、残余財産の清算のため、平成三十年三月十九日、東京地方裁判所（平成三十年（ヒ）第一〇八号）により、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十八日

東京都新宿区新宿四丁目四番二〇号花嶋マンション二〇五号　株式会社フタバ企画　代表清算人　弁護士　足立　学

連絡先　東京都千代田区麹町三丁目三番地ＫＤＸ麹町ビル四階　東京富士法律事務所

第81期決算公告

平成30年6月15日　名古屋市港区入船二丁目4番6号

㊐ 旭運輸株式会社

代表取締役社長執行役員　小澤　敏也

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,644,394	流動負債	2,446,387
固定資産	6,253,732	固定負債	697,079
有形固定資産	5,315,326	負債合計	3,143,466
無形固定資産	202,814	株主資本	6,671,640
投資その他の資産	735,591	資本金	100,000
		利益剰余金	6,571,640
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	6,546,640
		（うち当期純利益）	（957,248）
		評価・換算差額等	83,021
		純資産合計	6,754,661
資産合計	9,898,127	負債・純資産合計	9,898,127